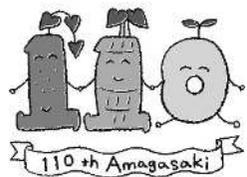


つなぐつながる  
うごきだす



# 令和7年度障害福祉サービス等 事業者説明会（集団指導）

## 【日中活動系サービス】

生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援  
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援

尼崎市 福祉局 法人指導・障害福祉担当部 法人指導課

- 1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項**
- 2. 個別支援計画の作成**
- 3. 就労支援事業について**
- 4. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について**

# 1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

## 【人員に関する基準】

### ○配置基準

- ・令和元～3年度の間基礎研修受講者を対象としたみなし配置をしているサービス管理責任者が、期限までに実践研修を修了していない。
- ・サービス管理責任者が更新研修を受けていない。

【短期入所、就労選択支援を除く】

### <生活介護の人員について>

- ・単位ごとに、看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員を、次のとおり配置する必要があります。

#### 【基準配置】

単位ごとに、常勤換算方法で、次の①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ①から③までに掲げる数を配置

- ①平均障害支援区分が4未満・・・利用者の数を6で除した数以上
- ②平均障害支援区分が4以上5未満・・・利用者の数を5で除した数以上
- ③平均障害支援区分が5以上・・・利用者の数を3で除した数以上

- 利用者の数・・・**前年度の利用者延べ数を開所日数で除して得た数**（小数点第2位以下を切り上げ）  
⇒所要時間5時間未満：利用者数に2分の1を乗じて得た数、所要時間5時間以上7時間未満：利用者数に4分の3を乗じて得た数
- 平均障害者支援区分・・・次の算式により算出（小数点第2位以下を四捨五入）  
$$\{(2 \times \text{区分2の利用者の数}) + (3 \times \text{区分3の利用者の数}) + (4 \times \text{区分4の利用者の数}) + (5 \times \text{区分5の利用者の数}) + (6 \times \text{区分6の利用者の数})\} \div (\text{総利用者数})$$

【人員配置体制加算】従業者の員数が利用者の数を（Ⅰ：1.5、Ⅱ：1.7、Ⅲ：2、Ⅳ：2.5）で除して得た数以上配置  
⇒看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

# 1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

## 【運営に関する基準】

### ○定員の遵守

- ・利用定員を超えて受け入れた日が多数あり、やむを得ない事情が確認できない。

「災害・虐待その他やむを得ない事情」に該当しない、定員を超えた利用者の受入れは、「運営基準違反」です。減算にならない範囲であれば受け入れてよいというものではありません。定員超過利用となる場合、やむを得ない事情を記録し、日々の利用者数に応じた従業者の配置が必要な事業は、適切な人員配置を行ってください。また、常態的に定員超過となる場合は、定員変更を行うことも検討してください。

【就労定着支援を除く】

### ○利用者負担金

- ・算定根拠が明確でない。
- ・保険給付と重複した項目を利用者から徴収している。
- ・費用の支払いを受ける場合に、あらかじめ、サービスの内容及び費用について説明・同意を得ていない。

(参考) 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成18年12月6日 障発第1206002号)

【就労定着支援を除く】

# 1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

## 【運営に関する基準】

### ○個別支援計画に係る業務

- ・ 個別支援計画の作成に係る一連の流れが適切に実施されていない。
- ・ 個別支援計画が作成されていない、定期的に個別支援計画の見直しが行われていない。  
⇒ 上記の場合、**個別支援計画未作成減算**に該当する場合があります。（P.8,9参照）

【短期入所、就労選択支援を除く】

### ○非常災害対策

- ・ 非常災害に関する具体的計画（**消防計画及び風水害、地震等**）を立てていない。
- ・ 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業員に周知していない。
- ・ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。  
⇒ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。  
※その他、消防法の規定により、消防用設備点検や防火管理者の選任等が必要となる場合がありますので、消防法等の遵守をお願いします。

【就労定着支援を除く】

# 1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

## 【報酬に関する基準】

### ○基本報酬

- ・ 提供したサービスの具体的な記録が作成されておらず、サービス提供の有無が確認できない。
  - ・ サービスの提供の記録と報酬請求の回数が異なっている。
- ⇒ 報酬の請求に当たっては、サービス提供の実態に即して行う必要があります。  
事業者は、適正なサービスの実施を確認の上、請求を行うようにしてください。  
請求後に、請求誤りに気付いた場合は、事業者自らが過誤調整の手続きを行ってください。

適正なサービスを提供しているかどうか、サービス提供の実施状況の把握などは、指定基準によりサービス管理責任者の責務として規定されています。

適正なサービスを提供しているか、サービス提供記録など適切に作成されているかの確認をお願いします。  
なお、**実際はサービス自体が行われていない場合や、人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員を満たしているかのように装い減算せずに請求している場合などは「不正請求」に該当するものとして、指定取消等の対象**となります。

# 1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

## 【報酬に関する基準】

### ○加算・減算

- ・加算要件を満たす人員を配置していない、又は、配置されているか明確でない。  
⇒ 事業者は、加算ごとに定められた算定要件を満たした上で、加算を算定する必要があります。特に、従業員の配置や資格が加算要件に含まれる場合は、従業員の退職等により算定要件を満たさなくなる場合もありますので注意が必要です。毎月、配置や資格要件等を満たしているかどうか、確認を行うようにしてください。  
請求後に、請求誤りに気付いた場合は、事業者自らが過誤調整の手続きを行ってください。その他、会議・研修の開催、利用者等への相談援助、医療機関等との連携など、**各加算の算定要件を満たしていることが分かる記録を作成し、保管することが必要**です。
- ・減算すべき事由に該当しているが、減算せずに請求している。  
⇒ 減算については、基準違反を未然に防止し、適正なサービス提供の確保等を目的に設けられた仕組みです。サービスごとで減算事由は異なりますので、運営している事業について、どのような減算事由があるのか、減算事由に該当していないか、改めて確認をお願いします。

加算要件を満たしていないことを把握しながら請求している、減算事由に該当していることを把握しながら減算を行わずに請求しているなど、解釈誤りや極めて事務的な誤りと認められない場合は、「不正請求」に該当するものとして指定取消等の対象となります。

# 1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

## (主な指摘事項・不適切な事例)

### 【欠席時対応加算】

- ・急病等によりその利用を中止した日の**前々日、前日又は当日に中止の連絡**があった場合で、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き利用を促すなどの相談援助を行うとともに、**当該相談援助の内容の記録が必要**です。

⇒ **1回の連絡で、複数の日において加算を算定することはできません**ので、ご注意ください。

### 【食事提供体制加算】

- ・**計画により**食事の提供を行うこととなっている利用者に対して、**事業所が食事の提供**をしてください。

⇒ **原則、事業所の調理室を使用して調理し、提供されたもの**について算定すること。

ただし、食事の提供に関する業務を事業所の最終的責任の下で第三者に委託することも可能。

なお、施設外で調理されたものを提供する場合（**クックチル、クックフリーズ、真空調理により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度過熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。**）運搬手法等について衛生上適切な措置がなされているものについては可能。

- ・事業所の従業者として、又は外部との連携により、**管理栄養士又は栄養士が献立を年1回以上確認**する必要があります。

## 2. 個別支援計画の作成

サービス管理責任者は、個別支援計画にかかる次の業務を行わなければならない。

- ・ 利用者に面接して、アセスメントを行うこと。
- ・ 個別支援計画の原案を作成すること。
- ・ サービスの提供に当たる**担当者等を招集して会議※**を開催し、原案の内容の意見を求めること。  
※ 原則として利用者が同席した上で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合については、例外的に同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。
- ・ 原案の内容について、**利用者又はその家族に対して説明し、文書による同意**を得ること。
- ・ 個別支援計画を**利用者及び相談支援事業者に交付**すること。
- ・ **利用者に面接して、個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）**を行い、**記録**すること。
- ・ **定期的に個別支援計画の見直し**を行い、必要に応じて**変更**を行うこと。

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**意思決定支援ガイドライン**を踏まえて、利用者の意思決定の支援に配慮する必要があります。利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければなりません。

## 2. 個別支援計画の作成

**次のいずれかに該当する場合は、個別支援計画未作成減算に該当します。**

該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき、減算となります。

- ① サービス管理責任者による指揮の下、**個別支援計画が作成されていないこと。**
- ② 指定基準に規定する**個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。**

**(算定される単位数)**

- ・ 減算が適用される月から3月未満の月については、**所定単位数の70%**とする。
- ・ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、**所定単位数の50%**とする。

### **個別支援計画の見直しの頻度**

- ・ 3月に1回以上・・・自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援
- ・ 6月に1回以上・・・生活介護、療養介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援

# 3. 就労支援事業について

## <就労継続支援 A 型の賃金等について>

指定基準第 192 条

第 2 項 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第 6 項 賃金及び工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

**上記の指定基準を満たさない場合には、事業所より「経営改善計画書」を提出していただいているところです。今後も経営改善に向けた取組をお願いします。**

就労継続支援 A 型事業については、原則として余剰金は発生しないが、将来にわたって安定的に賃金を支給するため又は安定的かつ円滑に事業を継続するために、一定の条件の下に工賃変動積立金、設備等整備積立金を積み立てることができます。

積立の具体的取扱い及び就労支援事業の会計処理については、次の通知などを参考にしてください。

- ・「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成25年1月15日社援発0115第1号）
- ・社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について（平成23年7月27日雇児総発0727第3号他）
- ・「就労支援の事業の会計処理の基準」の改正に係る留意事項等の説明（平成25年1月15日事務連絡）
- ・「就労支援事業会計の運用ガイドライン」について（令和4年4月7日事務連絡）

# 3. 就労支援事業について

## <就労継続支援 A 型の報酬区分の評価点について>

就労継続支援 A 型サービス費は、利用定員、人員配置に加え、スコア告示の規定により算出される評価点（以下「スコア」という。）の合計点に応じ算定される。

※スコア告示：厚生労働大臣の定める事項及び評価方法（令和 3 年厚生労働省告示第 8 8 号）

運営指導において・・・

- ・ 当該スコアの合計点の算定根拠となる資料等の作成が確認できなかった
- ・ 算定要件の主旨に合致しない事由で評価点を加算している

などの事例が見受けられました。

次の留意事項通知には、具体的な評価項目及び評価方法、事業所に備え置くべき根拠資料等が記載されていますので、算定に当たっては、ご注意ください。

**厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について**

**（令和 3 年 3 月 3 0 日障発 0 3 3 0 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）**

# 3. 就労支援事業について

## <就労継続支援 B 型の報酬区分の平均工賃月額について>

就労継続支援 B 型サービス費は、利用定員、人員配置及び前年度の工賃平均月額に応じ算定される。

### 工賃の支払等（指定基準第 201 条）

指定就労継続支援 B 型事業者は、利用者に、**生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。**

運営指導において・・・

- ・ **適正な就労支援事業の会計処理が行われていない**
- ・ **前年度の工賃平均月額の算定に当たって、工賃に自立支援給付が充てられているが、控除せずに算出している**

などの事例が見受けられました。

適正な会計処理のもと、平均工賃月額を算定し、基本報酬の区分の届出を行ってください。

**（工賃）＝（生産活動に係る事業の収入）－（生産活動に係る事業に必要な経費）により算出されるものです。**  
工賃に自立支援給付を充てている場合は、控除してください。

※ 適正な就労支援事業の会計処理については、就労継続支援 A 型 P.10 に記載の通知参照

# 3. 就労支援事業について

## <施設外就労について>

施設外就労を行っている事業所における主な留意点は次のとおりです。

- ・ 施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと
- ・ **施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること**
- ・ 施設外就労の提供を運営規程に位置付け、当該就労について規則を設けること
- ・ **施設外就労を含めた個別支援計画は事前に作成**され、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること
- ・ 緊急時の対応ができること
- ・ 施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること
- ・ 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと

※その他詳細な事項については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」参照

**運営指導において、どの利用者がいつ施設外就労に行っているのか、その施設外就労に同行している指導員等が誰なのか、事業所において適切に管理できていない事例が多く見受けられますので、適切な管理をお願いします。**

# 3. 就労支援事業について

## <在宅支援について>

在宅支援を行っている事業所における主な留意点は次のとおりです。

- ・ **在宅において支援を受けることを希望し、当該支援を行うことが効果的であると市が判断した在宅利用者**
- ・ **1日2回**は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援を実施し、日報を作成
- ・ 緊急時の対応ができること
- ・ 在宅利用者の照会等に対し、随時訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保
- ・ 事業所職員の訪問、在宅利用者の通所、ICT機器の活用により、**評価等を週1回実施**
- ・ 事業所職員の訪問、在宅利用者の通所により、**訓練目標に対する達成度の評価等を月1回実施**
- ・ 運営規程に在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記

※その他詳細な事項については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」参照

**在宅支援の利用者は、事業所における定員に含まれます。通所の利用者数と在宅支援の利用者数を合計して定員を超えないように、定員の遵守をお願いします。**

# 3. 就労支援事業について

## <就労選択支援について> 令和7年10月1日施行

令和7年10月1日より、**就労選択支援**が新設されました。

就労を希望する障害者や就労の継続を希望する障害者で、就労移行支援もしくは就労継続支援又は一般就労することについて、短期間の生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、**就労に関する適正、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向、就労するために必要な配慮などの事項の整理を行い、その結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業者等との連絡調整やその他の必要な支援を実施するサービス**です。

厚生労働省が「**就労選択支援実施マニュアル**」を策定しており、就労選択支援を実施するに当たり、サービスの流れや手法、留意事項等がまとめられていますのでご参照ください。

厚生労働省ホームページに掲載されています。

トップページ> 政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 障害者福祉> 障害福祉サービス等> 障害者の就労支援対策の状況> 就労選択支援について



## 4. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について

### <就労移行体制加算の見直しについて> 令和8年4月1日施行

- ・一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- ・同一事業所だけでなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市が適当と認める場合を除き、算定不可とする。

【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

### <就労継続支援B型の基本報酬区分の見直しについて> 令和8年6月1日施行

- ・基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き下げる。
- ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用する。
- ・見直しにより区分が下がる事業所については、基本報酬の減少額が3%程度に収まる区分を新設
- ・令和6年度改訂で単価を引き下げた区分7と8の基準額は据え置く。

**厚生労働省から今後告示が公布される予定です。**

**併せて、通知も発出される予定であるため、ご参照ください。**